

公募型プロポーザル実施に係る通知書

令和8年5月13日

佐世保市長

公募型プロポーザルを行いますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 業務名 佐世保市SNS等情報発信支援 業務
- 2 業務期間 令和8年8月1日 ～ 令和9年3月31日
- 3 業務概要
①SNS等伴走支援
②比較・分析ツール
③デジタル広告 ※詳細については、添付「仕様書」のとおり。
- 4 仕様書のダウンロード
参加を希望される方にパスワードを交付しますので、参加を希望される方は、巻末に示す佐世保市担当者にご連絡のうえパスワードを受領し、佐世保市ホームページ内「佐世保市からの調達情報掲示板」から仕様書のファイルをダウンロードし、パスワードを入力のうえ仕様書を受領してください。
※「佐世保市からの調達情報掲示板」掲示場所：佐世保市ホームページ内（左側）の「事業者の方へ」⇒「佐世保市からの調達情報掲示板」
- 5 再委託の可否 可
再委託を申請される場合は再委託申請書を提出してください。
再委託は佐世保市が許可した範囲に限ります。すべての業務を再委託することはできません。
また、プレゼンテーション時に再委託部分についての説明を行ってください。
・再委託申請書は、令和8年5月29日17時までに提出し、許可を受けてください。
- 6 契約上限価格
本プロポーザルにおける契約額の上限は下記のとおりとします。提案額が下記の額を超過した場合は失格とします。
¥3,300,000 円
- 7 参加要件
本プロポーザルの参加要件は、下記の参加要件①のすべてを満たし、かつ、参加要件②のいずれかに該当することとします。
(1) 参加要件①
i 入札参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。

ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。

iii 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。

iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 参加要件②

下記の区分ごとの要件すべてを満たす方

i 設立後の経過期間

法人	登記後1年以上経過している者
個人事業主	営業を開始して1年以上経過している者

ii 納税状況

区分	佐世保市内に本社、本店又は支店等の出先を有する方※	左記以外の方
法人	市税の全税目及び国民健康保険税に滞納がなく、かつ、消費税及び地方消費税に未納がない者	法人税と消費税及び地方消費税に未納がない者
個人事業主		申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がない者

※佐世保市に納税がない方は、「左記以外の方」の区分となります。

8 欠格要件

参加要件①及び参加要件②に該当する方であっても、以下の欠格要件①又は欠格要件②のいずれかに該当する、又は欠格要件③のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加できません。

(1) 欠格要件①

- i 佐世保市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置
- ii 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置に基づく指名除外措置
- iii 佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外措置
- iv 佐世保市物品調達暴力団排除要綱に基づく指名除外措置
- v 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加規制

(2) 欠格要件②

- i 審議委員会の委員が、提案者の役員や顧問等、経営又は運営に関与している。
- ii 審議委員会の委員が、提案者となる学術機関や研究室等に所属している。

iii 審議委員会の委員が、提案者と資本的関係又は人的関係（基幹要綱第10条第1項に規定する資本的関係又は人的関係をいう。）を有している。

iv 審議委員会の委員が、提案者と利害関係がある。（佐世保市が利害関係があると判断した場合を含む。）

(3) 欠格要件③

i 入札参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出している者

ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。

iii 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。

iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者

9 参加資格の取り消し等

参加認定後に欠格要件に該当することが判明した場合は、参加認定を取り消すものとし、また、受託候補者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、受託候補者の資格を取り消し、契約を締結しません。

10 提出書類

(1) 参加申請書

仕様書を確認し、本プロポーザルに参加を希望される方は、下記の期限までに別紙1「参加申請書」を提出してください。

提出期限は、令和8年5月29日17時00分までとします。

※参加申請書の提出がない場合は、提案書の提出及びプレゼンテーションへの参加はできません。

(2) 参加要件を満たすことを証明する書類

佐世保市に業者登録がない方は、参加要件を満たすことを証明する書類として、下記の書類を参加申請書と共に提出してください。（佐世保市に業者登録がある方は提出の必要はありません。）

i 設立後の経過期間を証明する証明書

法人	法務局発行の登記日が記載された登記事項証明書
個人事業主	申請日が属する年度の前年度の確定申告書類

ii 下記の区分に応じた納税に未納、滞納がないことを証明する証明書

法人	佐世保市発行の 「市税に滞納がない証明書」 及び	税務署発行の 「様式その3の3（法人税及び消費 税及び地方消費税に未納がない 証明書）」
個人 事業主	税務署発行の 「様式その3（消費税及び地方消 費税に未納がない証明書）」	税務署発行の 「様式その3の2（申告所得税及 び消費税及び地方消費税に未納が ない証明書）」

11 提案者の認定

提案者としての認定通知は、令和8年6月5日17時までに電子メールにより通知します。

12 提案書の提出等

参加申請書を提出後、下記の要領にて提案書を作成し、期限までに提出してください。なお、提案書及び添付資料の作成に必要な経費は提案者負担とします。また、審査後、提案書の返却は致しません。

- i 提案書の様式及び添付資料の綴り方等は別紙2のとおりとします。
- ii 提出期限は、令和8年6月12日17時00分までとします。
- iii 持参又は郵送（配送記録があるもの）で提出してください。
- iv 提案書に、業務に係る見積書及びその内訳書（任意様式。業務の工程ごとにかかる費用等の内訳が記載されたもの。）を添付してください。

13 辞退

提案者となった後に本プロポーザルを辞退する場合は、下記の期限までに辞退書を提出してください。

辞退書提出期限：令和8年6月12日17時まで

14 一次審査（書類審査）

提案者多数の場合は、次に掲げるとおり一次審査を実施する。

- i 提案者から提出された資料をもとに、本件業務の事業者選定審査委員会において一次審査を行う。
- ii 一次審査では、提出された提案書に基づく書類審査を行う。審査に際して、記載事項等の内容確認を行うため、Web会議等でのヒアリングを実施する場合がある。
- iii 審査結果は、令和8年6月24日までに、電子メールにて、一次審査合格又は不合格の結果について通知する。
- iv 一次審査へ合格した場合に、下記の日程で二次審査を実施するものとする。
- v 一次審査合格の通知を受けたものは、二次審査の参加資格があるものとする。
- vi 全ての条件を満たす者であっても、一次審査の段階での上位5者程度（予定）までを二次審査に通過させるものとする。

- 15 二次審査（プレゼンテーション等）開催日等
日程：令和8年7月8日
場所：佐世保市役所 6階 会議室1
- i 上記の時間からプレゼンテーションを開始します（一次審査通過者のみ）。プレゼンテーションは提案者ごとに行いますので、提案者（一次審査通過者のみ）の方は、「来庁時間通知書」に示す時間に控室までお越しください。
 - ii プレゼンテーションへの参加人数は原則5人までとします。
- 16 仕様書及び本通知への質問
- i 質問期間は、令和8年5月29日17時00分までに別紙「質問書」にて行ってください。期日以後の質問は受け付けません。
 - ii 回答方法は電子メールのみとし、電話での回答は行いません。
 - iii 質問回答は、令和8年6月5日17時00分までに参加申請書を提出された方全員に電子メールにより回答します。
- 17 プロポーザルに係る全体スケジュール
別紙3のとおりとします。
- 18 審査基準
- i 審査項目及び配点は別紙4のとおりとします。
 - ii 適正基準点は60点とし、適正基準点未満の場合は受託候補者としません。
 - iii 適正基準点以上であっても、各委員の採点において6割未満の採点を行った委員が1人でもいる場合は、受託候補者としません。
 - iv 上記iii又はivに該当する場合であっても、審議委員会において審議し、業務履行能力等に問題がないと判断された場合は、その者を受託候補者とするものとします。
- 19 採点方法
- (1) 通常採点
- 別紙5に示す算式及び乗率により算出し、審査委員全員の合計点のうち、最も高位の方（以下「最高得点者」という。）を受託候補者とします。ただし、下記「特例による採点」の基準に合致した場合は、これに示す方法により、受託候補者を決定します。
- (2) 特例による採点
- 最高得点者と順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数合計をいう。）が最も低位の者と一致しない場合（この場合の最高得点者と順位点の合計が最も低位な者を、以下「ねじれの対象者」という。）は、下記の「特例による採点方法」により受託候補者の決定を行います。
- （特例による採点方法）
- ねじれの対象者について、それぞれの委員点の最高得点及び最低得点を除いた委員の得点を合計し、最高得点となった方を受託候補者とします。

20 同点となった場合の取り扱い

(1) 通常の採点により同点となった場合

i 順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数の合計をいう。）が最も少ない方を受託候補者とします。

ii iによっても同点となる場合は、評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

(2) 特例による採点により同点となった場合

評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

21 次点候補者の繰り上げ

受託候補者が契約を締結しなかった場合は、一回に限り、次点となった方を受託候補者とするものとします。ただし、次点となった方が適正基準点未満であった場合は繰り上げを行わないものとします。

22 提案者が一者の場合の取り扱い

提案者が一者の場合は、プレゼンテーションを中止する場合があります。

23 受託候補者への通知

令和8年7月13日17時00分までに電子メールにより通知します。なお、受託候補者に選定されなかった方へは通知をいたしませんのでご了承ください。

24 最終提案書

受託予定者となられた方は佐世保市担当者と協議を行い、協議内容を反映した最終提案書を作成してください。なお、最終提案書の提出期限は、協議時に佐世保市担当者から通知します。

25 契約の締結

最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に契約締結を行います。ただし、契約締結には、下記の契約保証金の納付、又は契約保証金の免除の要件のいずれかを満たす必要があります。

26 契約保証金

i 契約保証金について

契約の締結には契約保証金が必要です。契約保証金は、最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に、佐世保市が発行した納付書により納付してください。

なお、下記の契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の免除をすることができますので、ご希望の方は佐世保市担当者へ申し出てください。

ii 契約保証金の免除について

下記に該当する場合は契約保証金を免除します。契約保証金の免除を希望される方は、最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に下記の要件のいずれかを満たすことを証明する書類（保険証書又は契約書の写し）を提出してください。

① 実績による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 過去2箇年の間（長期継続契約は、佐世保市長期継続契約を締結することができる契約の事務に関する要綱別表に定める期間、債務負担行為に基づく複数年契約は、実績となる契約に設定した債務負担行為の期間）に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）と種類及び規模（規模については、長期継続契約における履行済期間を含む。）を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（いくつかの契約を合計して同額以上となるものは認められません。）

イ 上記履行実績を証明する書類（契約書等の写し）を提出できること。

② 履行保証保険への加入による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 保険金の受取人を佐世保市長とすること。

イ 保険金が、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上であること。

ウ 保険証書の原本を佐世保市へ提出すること。

※履行保証保険は民間の損害保険ですので、佐世保市での斡旋等を行っておりません。加入方法等については損害保険会社へ直接問い合わせてください。

27 その他

i 上記に記載していない事項であっても、佐世保市の判断により問題があると判断した場合は参加資格の取り消しや、契約を締結しない場合があります。

ii 本市に提出したプロポーザルに係る資料等や採点結果は、佐世保市情報公開条例に照らし合わせ、申請人に不利益となる情報とならないと判断した場合、必要に応じて公開する場合があります。

以上

佐世保市 総務部広報広聴課 担当者 松永 TEL 0956-24-1111 (内線) 2519 FAX 0956-25-2184
--